

復刻版

みんなの経営ミニ

2023.8.31

最低賃金が改定されます

昭和 53 年以降では最高額の引上げとなる見込み

最低賃金は毎年 10 月以降、都道府県ごとに順次改定され、今年度の目安額が発表されました。**(最終決定は 9 月中～末頃です)**

今年度の改定額見込みは以下の通りとなり、目安制度ができた昭和 53 年以降、最高額の引上げとなっております。

	令和 4 年 10 月～	令和 5 年 10 月～	引上げ額
北海道	920 円	960 円	40 円
東京	1072 円	1113 円	41 円
大阪	1023 円	1064 円	41 円

従業員の最低賃金確認方法は以下のようになります。

- ① 時給 : $\text{時給額} \geq \text{最低賃金}$
- ② 日給 : $\text{日給額} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金}$
- ③ 月給 : $\text{月給額} \div \text{1ヶ月の平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金}$

※ 1ヶ月の平均所定労働時間 = (365 日 - 1 年の休日合計日数) × 1 日の所定労働時間 ÷ 12 ヶ月

上記の月給額には、次の手当は含まれません。

- 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与など）
- 割増賃金（残業・休日労働・深夜労働）
- 皆勤手当
- 通勤手当
- 家族手当



かわべのこぼれ話

最低賃金について

今年の最低賃金は、近年でも最高額の引上げとなっており、時給のパート従業員を多数雇用している企業においては人件費に与える影響も大きくなります。

そのため、以下のような対応策を事前に検討しておく必要がございます。

- ① 商品等の値上げ
- ② コスト削減
- ③ 労働時間の削減

また、扶養範囲内で働くパートさんなどが、この引き上げによって扶養を外れることがないようにご注意ください。

最終的な決定額については会報等で改めてご案内致します。

対策相談等ございましたら担当までご連絡ください。

西田労務経営事務所



10月支給給与より、社会保険料が改定されます

算定基礎届で届け出た給与に基づき、10月支給給与で改定

毎年4月～6月に支給した給与を「算定基礎届」により申請し、その結果が9月分（10月支給給与）の社会保険料から改定が行われます。

改定後の社会保険料については、年金事務所から送られる「決定通知書」、または弊社から9月に送付される「社会保険料通知書」によりご確認ください。

複数事業所で社会保険に加入されている方につきましては、年金事務所から送られる「決定通知書」で確認ください。

なお、同時期に最低賃金の改定も行われますが、それぞれ変更が適用される時期が異なりますのでご注意ください。

- 社会保険料の改定期期
⇒ **10月支給給与から**
- 最低賃金の改定期期
⇒ **10月勤務分の給与を支給する月から**

例) 給与が月末締め、翌20日払の場合
社会保険の改定：10月20日支給分から
最低賃金の改定：11月20日支給分から



秋が近づいております。季節の変わり目には風邪にご注意ください。

西田労務経営事務所

〒003-0021 札幌市白石区栄通7丁目1-10-305

TEL : 011-598-9203 FAX : 011-598-9206

Mail : sapporo@kyodo-keiei.co.jp

筆者について

川邊 健人 (カワベント)

1992年札幌生まれ

2021年2月西田事務所入社

趣味・特技 スポーツ観戦、将棋

